

# 重要経済安保情報保護法案についての意見

弁護士 齋 藤 裕

## 1 重要経済安保情報保護法案の主要な問題点と衆議院での修正

重要経済安保情報保護法案が国会提出された際の大きな3つの問題

- ・秘密指定が恣意的になる可能性がある。ひいては知る権利の侵害
- ・適性評価によって個人のプライバシー等が侵害される危険性がある。
- ・中小企業等民間にとっての負担感がある。

これらの点についてどのように修正されたか？

- ・秘密指定が恣意的になる可能性がある。ひいては知る権利の侵害

⇒18条3項で有識者会議から指定の状況等の意見聴取、19条で国会への報告、附則9条で指定等の適正を確保する方策について検討、附帯決議9項で重要経済安保情報の範囲明確化

- ・適性評価によって個人のプライバシー等が侵害される危険性がある。

⇒附帯決議4項で労使の意思疎通のためのガイドライン、11項で目的外利用されないようあらかじめ措置、14項で通報相談窓口の設置等

- ・中小企業等民間にとっての負担感がある。

⇒附帯決議5項で中小企業等への支援の検討

○衆議院で一定の改善は図られたが・・・

以下、修正後も残る問題点、修正が意味あるものなのか、秘密指定の適正化、適性評価、企業への影響に分けて意見を述べる。

## 2 秘密指定の適正化が果たされたのか？

- ・修正により、有識者会議からの指定の状況等の意見聴取、国会への報告が規定されたが、これでは秘密保護法と同じ。秘密保護法でも秘密指定の適正化が図られていない。

2015年にアメリカで強制秘密解除制度により全体として秘密指定解除されたのは24万0717頁、一部解除されたのは10万9349頁。対

して、日本では秘密指定要件を満たしていないと独立公文書管理監や情報監視審査会が指摘して秘密解除された事例はない。

重要経済安保情報を情報監視審査会がチェックすることになったからといつて、秘密指定の適正が担保されるわけではない。

・有識者会議には事実調査権限がなく、有識者会議から意見聴取（18条3項）をしても秘密指定について十分なチェックは不可能

・独立公文書監理監については、出身元省庁に戻らないというノーリターンルールがなく、中立的なチェックが期待したい。

・情報監視審査会については、積極的に活動しているのは理解するが、メンバーがそれだけをしているわけではないこと、行政庁が必ずしも情報監視審査会にきちんと説明をしているわけではないこと、特定秘密の提出要請について過半数で決することになっていることからその機能には限界がある。

行政庁がきちんと説明をしていないことについては、衆議院情報監視審査会令和4年年次報告書に「説明者においても、審査会に臨むに当たっての準備不足を露呈する場面が散見され、指定等の適正性を説明するに当たっては、指定の3要件に該当するものを指定するといった説明に終始し、要件の充足性を十分に示さないなど、丁寧な説明とは言い難いケースもあった」（132～133頁）とされている。

特定秘密の提出要請について過半数を求めることになると、議院内閣制であるため、政府与党側のメンバーが審査会の過半数を占めることになり、政府与党に批判的な観点から提出要請を活用することにはなりにくい。結局、行政庁の方で見せてもよい特定秘密しか見ないでチェックするということになりがち。

国会に報告がされ（19条）、仮に情報監視審査会がチェックをするようになったとしても、十分なチェックは不可能

・日本においては秘密指定が抽象的になされ、チェックも同様に抽象的になされるため、独立公文書管監にしても、情報監視審査会にても、十分なチェックが期待できない。

アメリカでは、秘密指定は文書レベルでなされ、秘密指定解除も文書レベルでなされる。ISOO（情報保全監察局）の Mandatory Declassification Review【添付1】は、市民が秘密指定解除を求める強制的密解手続について解説したもの（ISOO の Marking Classified National Security

Information の 43 頁図を参照【添付 2】)。請求では、文書等を特定し、それを受けた機関は、Line by Line, 1 行ずつ秘密の要件を満たすかどうかチェックするとしている。

他方、日本では、秘密と文書とは厳密に区別されている。例えば、国家安全保障会議の議事録については、「●年の国家安全保障会議の議事録の結論部分」という形で包括的に秘密指定される。「○月□日の議事録」という単位では秘密指定されない。よって、○月□日の議事録に公知の情報が記載されており、秘密とするようなものではなかったとしても、その他の日の議事録が秘密の要件を満たしていると、○月□日の議事録の秘密指定は解除されないことになる。これでは具体的な内容に即して実効的に秘密指定をチェックすることはできない。

参議院情報監視審査会は、この点、「特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること」との指摘を独立公文書監に対して行っている。

それに対し、独立公文書管理監は、「指定の検証・監察は、文書ではなく情報の問題ではあるが、審査会におけるご指摘も踏まえ、文書の確認を行うことにより特定秘密の指定の適否の判断がより的確になるような場合等には、実地調査を通じた積極的な文書の確認を行うこととして」いると回答している（令和 5 年 6 月「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」18 頁）。

これは、文書はチェックするが、文書単位でみた場合、秘密として保護すべきでないものが記載されているかどうかはチェックしないということ。

秘密指定の適正化をするためには、大前提として、指定・解除される秘密を文書単位にするなど、具体的に秘密をチェックし、解除するという扱いにする必要がある。参議院情報監視審査会の指摘を受け入れていないのに、本法案を通す？

- ・運用基準等で指定範囲が適正化されるからよいのか（附則 9 条、附帯決議 9 項）？→人権にかかるることは国会で決める。それが法治主義

### 3 適性評価による人権侵害を防ぐ対策は十分か？

・無辜で、違法行為を行う危険性があるとも想定されていない、多くの民間人の機微情報を収集する戦後日本で初めての国家機関を作るのに、どのようにその権限濫用を防ぐのか、まったく規定がない。目的外利用についての罰則規定もない。目的外利用されないように予め措置するというが（附帯決議11項）、目的外利用についての罰則は法律に書き込まないと無理。情報監視審査会も、適性評価の対象人数等、概況的な聞き取りをしているだけで、具体的にどのような調査がなされているのか等について突っ込んだ調査はしていない（法律上、権限がなく、できない）。これでは、違法不当な調査をしていないかどうかのチェックは不可能。

独立公文書管理監には適性評価についての権限はない。

法律に基づき、適性評価についてチェックする第三者機関を設け、立ち入り、報告聴取、資料提出要求権限を与える必要がある。このような権限を与えるのは法律に書き込まないといけない。

・労使の意思疎通のためのガイドラインが作成されても（附帯決議4項）、労使協定等が適性評価導入の前提として法律で位置づけられていない。有識者会議では、労使協定等を適性評価の前提条件とすることについて警戒の声が出された。労使で協議をしても、使用者側から押し付けられる懸念はあるのではないか？労働者の権利を守る措置が不十分

・適性評価があるがために海外旅行も遠慮しないといけなくなる。法律の主たる立法目的が安全保障という国の利益であり、そのために特定個人の生活が制限を受けるのに、補償もない。

・通報窓口の設置（附帯決議14項）については、秘密保護法については独立公文書管理監が通報窓口となっているが、通報実績はない。機能するか疑問

・中小企業だと、適性評価を受けなかったり、不適性とされると、解雇のリスクがある。その点について何ら手当がされていない。

#### 4 中小企業などの民間にとっての負担感はどうか？

・誰が適性評価を受けるのか、範囲があいまい。代表者まで適性評価をしないといけないのか？等の問題が全く詰められていない。

・企業が苦労する割には企業にとってのメリットが見えにくい。アメリカでは

ISOO がコンフィデンシャル級の秘密の廃止を勧告し、原機密指定権者は 2021 年度では 3 人しかいなくなっている。それにも関わらず、日本でコンフィデンシャル級に特化した法律を作る意味がどこにあるのか？

他の国では秘密の 3 層構造を持っていると高市大臣は言っているが、そもそも有識者会議はアメリカをもっぱら念頭において議論していたのに、矛盾。他の国について、有識者会議では、秘密管理制度の内容がよくわからないと言っていたので、今回の法律で他の国で受け入れられるような制度になっているとは言えないのではないか。

結局、コンフィデンシャル級の法律を作っても、結局アメリカや諸外国からみると保秘のレベルが足りないということになって、企業がアメリカ等から情報を得られることにはならないのではないか。また、アメリカではFOCI（外国による所有権、管理又は影響）が秘密を共有する上で重視されるが、今回の法案では、FOCI については付帯決議 15 項で検討するということにしかなっていない。この点でも法律を作ったら秘密をもらうことができるというのは甘いと言わなくてはならない。

- ・大川原化工機事件では、経済安保の名のもとに警察が暴走した。今回の法律案でその懸念が増したのではないか？社員らが逮捕等された場合、弁護人はどのような秘密にかかわる件で逮捕等されたのか知りえない（秘密を知らせると懲役 5 年になりかねない）。それでまともな弁護はできない。
- ・附帯決議 5 項で中小企業への支援をするというが、内容も不透明で、以上の不利益を払拭できるのか不明確

## 5 結論

衆議院での修正は一定の意味がある。特に、秘密保護法運用において重要な役割を

果たしてきた情報監視審査会が関与できる余地ができたのは重要。

しかし、修正によっても、重要経済安保情報保護法案が国会提出された際の大きな 3 つの問題である

- ・秘密指定が恣意的になる可能性がある。ひいては知る権利の侵害
- ・適性評価によって個人のプライバシー等が侵害される危険性がある。
- ・中小企業等民間にとっての負担感がある。

との懸念はほとんど払拭されていない。

このままの法案では問題が多くなる。